

# 小規模事業者販路開拓支援等事業補助金について

【目的】新型コロナウイルス感染症の影響を受け厳しい経営状況に晒されている市内小規模事業者の新たな需要の獲得や販路開拓等の前向きな投資に取り組む事業者を支援します。

## ■対象者

次のすべてを満たす事業者

- (1)法人にあっては市内に本店又は主たる事業所を、個人にあっては市内に主たる事業所及び住所を有していること。
- (2)市税を完納していること。
- (3)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から最近1ヶ月のうち1ヶ月間の売上高と前年同月の売上高を比較して売上が5%以上減少していること。

## ■補助対象事業

由布市商工会の支援を受けながら取り組む次の要件を満たすものとする。

- (1)新たな販路開拓又は販売促進の取組であること。
- (2)以下に該当する事業を行うものでないこと。
  - ア 国、県又は市が助成する他の補助金等と重複する事業
  - イ 概ね1年以内に売上につながるが見込まれない事業



## ■補助上限額・補助率

30万円/1社あたり(4/5以内)

※予算の範囲内で交付するものとし、先着順とします。

## ■補助対象経費

- 【手数料等】
  - ・ネット販売サイト登録料・利用料
  - ・キャッシュレス決済導入に係る機器等使用料
- 【機器購入費】
  - ・新たな販売形態実施に向けた機器、備品
  - ・移動販売・個別配達のための自動車等の改造費（本体購入は除く）
- 【委託費】
  - ・自社ホームページの開設・改修
  - ・外国語に対応したネット通販サイト整備のための翻訳料
  - ・パッケージ等のデザインの作成に要する費用 等
- 【広告宣伝費】
  - ・新聞・雑誌等の広告媒体を活用した宣伝経費
  - ・ネット通販サイト等への商品情報掲載、展示会への出展
  - ・ノベルティ・サンプル品・チラシ等の印刷物の作成 等

詳しくは市公式ホームページをご覧ください。申請書類の様式もダウンロードできます。

トップページ > 事業者の皆さんへ > 商工労働 > 新型コロナウイルス感染症に関する情報

URL : <http://www.city.yufu.oita.jp/biz/syoukouroudou/syoukibojigyousyahanrokaitaku/>



<お問い合わせ> 由布市商工観光課 ☎097-582-1304  
<提出先> 由布市商工会 庄内本所 ☎097-582-0094  
挟間支所 ☎097-583-0235  
湯布院支所 ☎0977-84-2445



▲由布市公式  
ホームページ